

大阪府告示第199号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により、次のとおり施術機関を指定した。

令和6年2月29日

大阪府知事 吉村 洋文

氏名	施術所の名称及び所在地	指定年月日
長谷部 勇太	はせば鍼灸マッサージ院 和泉市鶴山台三丁目10番101 - 405号	令6.1.16